

国際医療福祉専門学校七尾校同窓会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、国際医療福祉専門学校七尾校（以下「本校」という。）同窓会と称する。

第2条 (事務所)

本会の事務所は、本校内に置く。ただし、必要の地に支部を設けることができる。

(目的)

第3条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図り、その融和向上を通じて本校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

1. 本校との連携及び協力
2. 会員名簿の作成及び会報等の発行
3. 総会と親睦会の開催
4. その他本会の目的に沿った事業

第2章 会員

第5条 (会員資格)

本会は次の会員を持って組織する。

1. 普通会員
本校の卒業生
科目等履修生、研究生等として本校に在学した者で理事会において承認された者
2. 準会員
本校の在学学生
3. 特別会員
本校の教職員、及びその職にあった者
4. 賛助会員
本会に特別貢献があり理事会において承認された者

第6条 (会員の義務)

1. 会員は、本会の目的達成のため、協力しなければならない。
2. 会員は、その住所、氏名、職場等を変更した時はすみやかに届出なければならない。

第3章 役員

第7条 (役員)

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 若干名
4. 会計監事 2名

5. 事務局長 1名
6. 事務局次長 1名

第8条 (役員)の職務)

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、会務を審議する。
4. 会計監事は、会計を監査し、総会で報告する。
5. 事務局長は、日常の業務を行う。
6. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

第9条 (役員)の選出)

1. 会長及び副会長は、普通会員の中から理事会が推薦し、総会が選任する。
2. 理事は、普通会員の中から会長が委嘱する。
3. 会計監事は、普通会員の中から会長が委嘱する。
4. 事務局長は、会長が指名し委嘱する。
5. 理事会が必要と判断し、総会の承認が得られれば役員を増減を行うことができる。

第10条 (役員)の任期)

1. 役員)の任期は、2年とし、再任を妨げない。
2. 役員)に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、就任等による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員)は、任期が終了した場合においても、後任者が決定するまでは引き続きその任務を行うものとする。

第4章 (連絡員)

第11条 (連絡員)の選出)

1. 連絡員)は、普通会員の中から会長が委嘱する。
2. 連絡員)は各卒業回次会員より2名以上とする。

第12条 (連絡員)の職務)

連絡員)は、各卒業回次会員)の消息の把握を行う。

第5章 (機関)

第13条 (機関)

本会)は次の機関)をおく。

1. 総会
2. 理事会

第14条 (総会)

1. 総会)は、毎年1度、理事会)が適当と認める時期)に開催する。
2. 総会)の議決)は出席)の過半数)を持って決定する。

第15条 (理事会)

1. 理事会)は、会長、副会長)及び理事)を以って構成し、本会)の運営)及び事業)の遂行)にあたる。
2. 理事会)は、会長)が招集する。
3. 理事会)の議決)は出席)の過半数)を持って決定する。

第6章 会計

第16条 (会計)年度)

本会)の会計)年度)は、4月1日)に始まり、翌年)の3月31日)に終わる。

第17条 (経費)

本会の経費は、会費並びに寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第18条 (会費)

1. 会費は、10,000円とし、準会員の資格を得たときに納めるものとする。
2. 一旦納入した会費は、これを払い戻さない。
3. 会費は終身会費であるが、会長が本会の運営のために必要と認めるときは、理事会の承認を得て本会の普通会員から特別会費を徴収することができる。

第19条 (会計報告)

本会の会計については、毎年1回理事会の承認を受け次回開催の総会において報告しなければならない。

第7章 慶弔費

第20条 (内容)

1. 本会会員は原則、弔電のみとする。
2. その他必要に応じた場合は理事会の協議のうえ決定する。

第8章 支部

第21条 (支部の設立)

会員は、理事会の承認を経て支部を設立することができる。

第22条 (報告の義務)

支部は、参加会員及び責任者の氏名、その他の事項を毎年、理事会に報告しなければならない。

第9章 退会及び除名

第23条 (退会)

1. 会員は本人が理事会に申請することにより、退会することができる。
2. 退会する会員は、滞納している会費がある場合、それを本会に支払わなければならない。
3. 退会する会員が本会にすでに支払った会費について、払い戻しは行わない。
4. 退会する会員は、退会時に本会会員名簿から自身に関する情報を消去することを希望する場合にはその旨を本会理事会に通知することとする。
5. 退会する会員に対して、本会は本会の一部のサービス(会員向けメールの受信)を引き続き提供する。これを希望しない場合にはその旨を本会理事会に通知することとする。

第24条 (除名)

1. 理事会は、会員のうち、運営妨害行為を行った者、会員に対して迷惑行為を行った者、その他理事会が会員として不適切と判断した者を、除名処分とすることができる。
2. 除名処分となった会員は原則として本会への再入会はできないが、理事会の判断によってはこの限りではない。

第10章 個人情報の保護

第25条 (対象)

個人情報保護の対象者は本会会員とする。

第26条 (内容)

1. 本会事務局は本会会員の個人情報を、これに関する法令に基づき管理する。
2. 会員本人または法令で定める代理人から規定の手続きによる請求が履行された場合に限り情報を

開示する。

3. 但し、役員は理事会承認の下、情報の開示・訂正・削除を行えるものとする。

第11章 細則

第27条 (細則)

本会則に定めのない事項については、細則で定めることができる。

第28条 (会則の変更)

本会則は、総会においてこれを変更することができる。

附 則

この会則は、平成22年3月11日から施行する。